

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 7 月 10 日現在

機関番号：31604

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530618

研究課題名（和文） 最低所得保障と住宅権保障を中心とするフランス社会的包摂政策とローカル・ガバナンス

研究課題名（英文） A Study of the French Social Policy and its Local Governance, focusing on Minimum Income Guarantee and Housing Rights

研究代表者

原田 康美（HARADA YASUMI）

東日本国際大学・福祉環境学部・教授

研究者番号：00406000

研究成果の概要（和文）：今日のフランスにおける社会的包摂政策の特徴は、最近採択された2つの反社会的排除施策、即ち、稼働年齢層向けの最低所得保障制度改革（2008年創設のRSA）と2007年に公布された行政裁判所での「提訴可能な住宅権（DALO）」から確認できる。主な特徴は以下の通りである。①最低所得保障と就労支援の結合強化、②雇用復帰への金銭インセンティブの強化、③個別的な伴走型就労支援サービスの重視、④社会的排除を防止する「住宅が第一」原則の提示、⑤DALOにより住宅困窮者に実効的に品位ある住宅を保障すること。

研究成果の概要（英文）： Concerning the today's social inclusion policy in France, some features can be confirmed through the two measures recently adopted against social exclusion: reform of the social minimum income paid for the poor at working age, i.e. RSA inaugurated in 2008 and promulgation of the DALO, "the right to housing opposable" in courts, voted in 2007. The main features are as follows: first, increasing the linkage between minimum income benefit and efforts for jobs; second, strengthening cash incentives to earned income; third, putting the emphasis on personalized service of accompaniment for job seek activities; fourth, presenting the principle "housing first" to prevent the social exclusion; and fifth, effectively offering a decent accommodation to the housing poor by means of the DALO.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,700,000	810,000	3,510,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：社会的排除・社会的包摂政策・積極的連帯所得（RSA）・伴走型就労支援・中間的就労・居住貧困・提訴権付き住宅権（DALO）

1. 研究開始当初の背景

(1) 生活困窮者が極限の社会的排除である路上生活に至るプロセスは、所得、雇用、住宅、健康、教育、文化など多様なディメンションの要素が不安定化し失われる過程であ

る。これらの要素を取り戻すための社会的包摂政策は、必然的に、多元的で包括的なアプローチが求められる。しかし、本研究開始の当初、社会的包摂政策に関する国内外の研究は、最低所得保障、雇用市場と失業問題、路

上生活者への緊急対策などを個別的に研究するアプローチがメインであり、諸要素を包括的に扱う研究はほとんど存在しなかった。

(2) そのような状況の中で、フランスでは社会的排除の阻止を狙いとす2つの重要な制度改革があった。一つは、2007年3月公布の「提訴可能な住宅権(DALO)」法である。この法律の狙いは、住宅を求めて公権力に対して行政裁判を起こす権利を住宅困窮者に認めることにより、これらの人びとが「品位ある独立した住宅」を実効的に確保できるようにすることにあった。もう一つは、2008年12月成立の「積極的連帯所得(RSA)」制度である。RSAは、稼働年齢層向けの最低所得保障として1988年12月創設の「参入最低手当(RMI)」に代わって導入され、就労インセンティブをより強化したものであった。

(3) しかし、研究開始の当初、住宅、所得、雇用に関わるこれらの制度改革を総合的に扱い、フランスの社会的包摂政策の到達点を明らかにする研究は存在していなかった。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、以上の研究開始当初の状況を背景に、最低所得保障、住宅保障、就労支援を中心に、今日のフランスにおける社会的包摂政策の到達点を包括的アプローチにより明らかにすることを目的とする。より詳しく説明するならば、以下の通りである。

(2) 3種の住宅援助、社会賃貸住宅・民間賃貸住宅の建築実態、住宅政策と都市政策の関連性などの概要を把握した上で、生活困窮者としての住宅困窮者が遭遇している今日の住宅問題の実相を明らかにする。その上で、それへの対応として、住宅困窮者が実効的に住宅を請求できるようにするための訴訟手続を導入した2007年3月公布のDALO法の内容と実績を提示する。

(3) 稼働年齢の生活困窮者に対する最低所得保障に関して、2008年12月成立のRSA制度の分析を行い、前身のRMI制度との異同を検討した上で、RSA制度の就労インセンティブのメカニズムを明らかにする。同時に、RSA制度が重視する伴走型就労支援が行政過程を離れて就労の現場レベルに引き継がれたとき、RSA受給者等の生活困難者はどのような支援を受け、それが最終的に雇用復帰に至っているかを明らかにする。

(4) フランスの社会的包摂政策において中核的な位置を占める最低所得保障、住宅保障、社会的参入策としての就労支援サービスの提供は、それぞれが様々なアクターの関与を前提とする領域である。これらが全体としていかなるガバナンスの下で調整されるのかを明らかにする。

3. 研究の方法

研究計画にそって現地調査を実施し、社会的包摂政策の担当者に対する聞き取りから得た情報、現地で接した様々なメディアによる情報、現地で入手した文献資料などを整理、解説、分析するという方法をとった。

4. 研究成果

(1) 稼働年齢層向け最低所得保障制度に随伴する就労インセンティブ強化

フランスでは、1988年末のRMI(参入最低所得)制度の導入後、RMI手当受給者数が急増し、1999年には100万人の大台に達し、2000年以降もその傾向が続いた。しかし、稼働年齢層向け最低所得保障としての役割が大きくなる一方で、同時に推進されるはずの職業的参入は低調なままであった。1992年のRMI評価委員会報告書は、RMI実施後の課題として3つの問題を指摘した。①RMI手当受給者の「不就労の罟」・「貧困の罟」の問題、②停滞している職業的参入に関わる参入政策改革の問題、③多様な社会ミニマムの水準調整と制度簡略化の問題である。これを受け1998年の反排除法がされ、これらの問題の是正・解決を目指す改革が相次ぐことになった。

2003年のRMI地方分権化に関する法律は、RMI制度の参入事業の全管轄権限を県(県評議会)に委譲する一方、参入政策は地方自治体の責任でより効率的に推進すべきとし、地方自治体の参入事業への財源義務を緩和した。同時に、RMI長期受給者の雇用主に対し手当の一部を賃金コストへの補助として支給するCI-RMA(活動最低限所得参入契約)が創設された。しかし、CI-RMAはRMI長期受給者の就労という当初の目標を部分的にしかなかった。他方、2006年の社会ミニマム受給者の雇用復帰に関する法律は、RMI受給者を対象に手当と就労所得との合算や雇用復帰奨励金(PPE)の制度を導入した。こうしてRMI手当受給者は、同法の「就労利益メカニズム」(利益誘導による就労奨励)を通して、一年間に限ってはあがるが手当と就労所得の一定部分を合算して受け取ることができることになった。

フランス保守政権の連帯・保険・家族大臣が設置した「家族、脆弱さと貧困に関する委員会」は、2005年、子どもの貧困に関する報告書(同委員会議長Martin Hirschにちなみ「イルシュ報告」と呼ばれる)を公表し、RMIに代わるRSA(積極的連帯所得)制度の構想を明らかにした。2007年大統領選に勝利した保守政権はこのRSA構想に着目し、複数の県での試験事業を実施した。その政策評価の結果を待たず、RSAの一般化と参入政策の改革に関する法案が議会で提案され、RMI創設からちょうど20年目の2008年12月1日にRSA創設に関する法律が採択され、翌2009年6月1日からフランス本土で実施に移された。

RSA 制度は従来 RMI 制度の 3 つの問題——「不就労の畏」・「貧困の畏」、参入政策改革、複雑な社会ミニマム改革——に対処することを狙いとしたが、より根本的には「受給者に適切な生存手段を確保するとともに、・・・職業活動を行うことを促すことにより、労働者の貧困に抗して闘うこと」を目的とする（社会福祉家族法典 L. 262-1 条）。その趣旨について、法案説明者は「公的救済にとどまるよりも雇用復帰がより利益となるように、労働がすべての者にとって貧困または保護からの脱出のための保証となるようにすること」と説明した。

RSA 制度は「労働の役割」の再評価を軸としている。RSA 制度のこのような特質を明示する仕組みとして、就労インセンティブ強化に関わる以下の点を挙げることができる。

①「就労利得メカニズム」の強化

稼働年齢層を対象とする RMI の給付限度額がその他の社会ミニマムよりも低水準に抑えられたことは知られている。基礎 RSA もそれを踏襲し、給付限度額は最低賃金 SMIC の 5 割未満に設定された。近年は、RSA の引上げ幅が SMIC の引上げ幅よりも小さいため、その対 SMIC 比はますます低下している。基礎 RSA のみの受給者の生活水準は所得中央値 60% の貧困線をはるかに下回り、社会ミニマム受給のみでは決して貧困状態を脱出できない状況が続いている。

RMI の給付限度額が低水準に据え置かれたのは受給者の就労復帰意欲を喚起するためであったが、RSA 制度はこの就労復帰意欲の喚起をより積極的に狙ったメカニズムを導入した。最低所得としての RSA 手当と就労所得の一部の合計額が一定限度に達するまで無期限に合算を認める「就労利得メカニズム」が組み込まれたのである。この「就労利得メカニズム」は、RMI のそれと比べ、3 点において強化されている。1) RMI では受給後 3 ヶ月間は手当と就労所得全額の合算が認められるが、4 ヶ月目から合算条件が変わり、1 年後には合算不可になった。それに対して、RSA では就労所得との合算条件の変更は 4 ヶ月目からとなり、RMI より有利な条件となり、かつ合算には期限制限がない。2) 一定のワーキングプア層も保証所得限度額まで就労所得に加えて就労 RSA を補助的所得として受給できる。3) 基礎 RSA の受給者は 1 ヶ月以内に参入契約を結び、特定の担当支援員から職業的社会的寄添い支援を受ける権利を認められるが、これは RSA 受給者の就労復帰強化策である。

②伴走型参入支援における就労支援重視

『社会福祉家族法典』の RSA 制度に関する章には、享受できる権利と遵守すべき義務とが明示的に規定され、享受できる権利では就労復帰に関連する権利が強調されている。一

定の要件を満たす者は、「適切な最低所得保障」として RSA を受給する権利とともに、その経済状況を改善するため、特定の担当指導員から、職業的社会的寄添い支援を通して就労復帰への支援を受ける権利をもつ。RSA 制度に随伴するこの職業的社会的寄添い支援は、受給者の個別的状況を把握してニーズ診断を行い、職業コース/社会コースへの進路振り分け、それぞれのコースの担当機関・担当支援員の選定、担当支援員との参入契約の策定、その遵守のための定期的面談、就労後の就労定着支援までの全行程を時間軸に沿って、ケースワーク的手法を用いながら支援する伴走型参入支援である。RSA 制度では、社会的寄添い支援と職業的寄添い支援の両方が規定されているが、原則として受給者を職業コースに方向づけ職業的寄添い支援が優先されている。社会的寄添い支援は、職業コースへの振り分けを困難にしている様々な阻害要因（健康、住宅、保育、交通、職業能力、多重債務など）を除去するための支援であり、阻害要因が除去されれば職業コースに移行することが予定されている。

③受給者の義務と罰則規定

RMI 制度以降、手当受給者は、金銭給付の「代償」として、県との間で参入契約を締結すべきものとされた。2003 年 12 月の RMI 制度完全地方分権化後もこの方針は変わらず、受給者と県（具体的には担当支援員）との間で結ばれる参入契約が社会的・職業的な観点から受給者の状況改善を目指す政策的ツールと捉えられた。RSA 制度でも、手当受給者は金銭給付を受ける権利を持つ一方で、求職活動、起業、参入に必要な行動計画を立てるなどの義務を負うことになった。この義務は、以前とは異なり、自らのニーズに適應した職業的社会的寄添い支援を受ける権利と一体的なものと規定された。

権利と一体化した義務に関して、受給者が期限内に参入契約を結ばない場合に手当受給が中断されるかどうかの問題になる。RMI 制度の参入契約では、大部分の現場は契約締結を手当受給の要件とはしてこなかった。2011 年公開の会計院報告書によると、複数県の実態調査を見ても、参入契約は「原則としての義務」にとどまり、契約を締結しない RMI 受給者が極めて多く存在していた。しかし、RSA 制度の導入後は、RMI 制度の時代よりも現場の実務は参入契約をより厳格に適用していると言われる。例えば、1) RMI 制度では 3 か月以内とされていた参入契約の締結期限が RSA 制度では 1 か月以内と急がされるようになった。2) 2 回の就労紹介を拒否し参入契約を締結しない受給者からは罰金を徴収するという罰則規定も設けられた。

なお、職業コースの RSA 受給者に関しては、組織改革の渦中にある雇用センター（Pôle

emploi :日本の公共職業安定所に相当)で効率的かつ機械的な就労支援しか受けられない、振り分けにあたり就労阻害要因の実態が十分に把握されていない、阻害要因を把握してもその対応策が不十分である、最低所得から罰金を徴収するのは人権侵害である、などという指摘が寄せられている。

(2)RSA 制度の就労支援強化と出口問題

①職業的寄添い支援と出口問題

RSA 制度における伴走型参入支援は、最低所得の現金給付から雇用復帰の出口にいたるまでの行政過程における支援である。しかし、実は、雇用復帰のための寄添い支援が直面する問題の中心は、求職者の状況・適性・能力に適した出口＝雇用の場がない／不足している／地域的に偏在していることである。求職者がグループ討議や履歴書作成に励み、職業訓練に参加し「雇用される能力」を向上させても、それだけでは雇用の場がない／不足しているという問題は解決されない。RSA 制度自体この出口問題に対して固有の解決策を用意していない。RSA 制度は、職業的寄添い支援を制度の要としたが、その就労支援が向かうべき出口を必ずしも用意していないのである。職業コースに振り分けられた RSA 受給者の職業的寄添い支援に用意されているのは、1970年代後半から今日までに経験的、継起的に形成・開発され展開してきたいくつかの参入政策のツールのみである。

通常、出口としての雇用(職業訓練も最終的には出口問題に行き着く)に関しては、無期労働契約(CDI)による一般就労が理念型として想定される場合が多い。しかし現実には、労働市場から長い間離れていた者や多様な就労阻害要因に直面している者は、職業的寄添い支援を受けつつ出口に向かって求職活動を行うとしても、また、それを通して「雇用される能力」が一定程度向上したとしても、このような理念型としての一般就労へのアクセスはほとんどできない。そこで登場するのが、一般就労の前段階としての中間的就労である。フランスでは、このような中間的就労の創出のために、「補助付き契約」や「経済活動による参入」セクターなどによる雇用創出政策が展開している。雇用復帰の困難な多くの RSA 受給者は、制度の枠内で出口までの寄添い支援を受け、出口に辿り着いた後は、現場で形成・展開してきた中間的就労が無視しえない選択肢の一つになるのである。

②一般就労の前段階としての中間的就労

長期失業者や社会ミニマム受給者が中間的就労の場を得て「参入被用者」として働く場合、様々なメリットが付加された「補助付き契約」によることが多い。これは『労働法典』の規定する労働契約の一類型である有期雇用契約(CDD)の特例に属する。『労働法典』の規定する「経済活動による参入」(IAE)セ

クターの参入被用者は、補助付き契約により雇用され、行政過程とは別の職業的社会的寄添い支援を受け、仕事の対価として一定の賃金を得ながら、個別状況・適性・能力に適合した雇用に関する様々な技術・ノウハウ・規律等を学ぶのである。このような IAE セクターの参入被用者として登場するのが、社会ミニマム(RSA、ASS、AAH)の受給者、長期失業の若者や中高年者などである。これらの者が補助付き契約で雇用されるには、事前に雇用センターの承認を得る必要がある。

RSA 制度の概要からも明らかのように、近年のフランスの社会的包摂政策は就労復帰に重点を置く。しかし、すでに述べたように、問題は、長期間労働市場から遠ざかっていた／遠ざけられていた社会ミニマム受給者に対して、出口としてどのような雇用の場があるかである。この出口問題は、寄添い支援に関わる専門職からもしばしば提起されてきた。職業的寄添い支援は、地域産業の空洞化により長期失業に陥り様々な困難状況にある求職者に対し、何をどこまで提供できるかが問われている。その中で注目されるのが、なかなか見つけることのできない恒久的な一般就労に代わる、それに至る前段階としての中間的就労とその現場での寄添い支援である。実際、中間的就労の場で行われる社会的職業的寄添い支援は、雇用センターや県評議会などの担当支援員によるそれ以上に、言葉の本来の意味での伴走型参入支援を行っていると見ることができる。

このような伴走型参入支援の行われる中間的就労とはいかなるものであろうか。フランスのそれは、1970年代後半から顕在化しはじめた大量の長期失業への対応として登場した。困難な状況にある人々の排除過程に寄り添ってきた福祉現場のアクター達が試行錯誤のうちに経験的に形成・開発してきたとされる。現場のアクター達は、求職活動を続けるが就労復帰を果たせない人々が自信を喪失し、やがて貧困、病気等により社会的に排除されていく排除過程を目の当たりにしていた。その中で、これらの当事者が自信を回復し貧困から脱するためのモチベーションを形成するには、「経済活動による参入」という手法が有効であることを発見したのである。ここで着目されたのが IAE セクター組織の雇用創出力であった。雇用創出とはいえ、一般就労を直ちに約束する雇用ではない。社会的排除を経験している人々の状況を前提とするならば、一般就労の前段階としての中間的就労が何よりも必要であった。雇用市場から長年遠ざかっていた／遠ざけられていた人々にとって、一般就労にいたる前段階としての中間的就労の場で経済活動に従事しながら、社会的コミュニケーション力や様々なスキルや社会的規律を獲得すること

は有効かつ必要であった。このような中間的就労は、1980年代以降の雇用創出政策の枠内で、補助付き契約の推進と多様な IAE 組織の創設・認可により促進されたのである。

③「補助付き契約」と「経済活動による参入」セクター

IAE セクターが展開する中間的就労の場で雇用される参入被用者の多くは、補助付き契約で雇用される。彼ら／彼女らは、そこでの雇用体験や職業訓練、場合によっては、他業種の IAE 組織への派遣により別の雇用体験を経験することができる。そのことを通して、労働現場の規律を学び、職業的スキルや能力の獲得により「雇用される能力」を高めていく。IAE 組織では、その常用職員が参入被用者に関わり、当事者の自律と主体性を尊重しつつ、個別的に就労復帰のための社会的職業的寄添い支援という対人サービスを提供する。このような中間的就労は「補助付き契約」と「経済活動による参入」によって推進されてきたが、これは雇用と福祉のミックスした職業的参入のための政策ツールとして捉えることができる。この政策ツールは、他法他施策の様々な政策ツールとの連携をはかりつつ、労働市場から長期間離れていた困難な状況にある人々に活用されているのである。

1) 雇用創出への助成措置としての「補助付き契約」

出口問題に直面してきたフランスの雇用政策は、1980年代から、市場セクター（民間営利部門）と非市場セクター（公共部門）での雇用促進をはかる目的で、普通法の労働契約の特例として、様々な形の「補助付き（労働）契約」を継起的に導入してきた。この補助付き契約の基本型は、最長2年間の有期雇用契約（CDD）であり、主に若者、長期失業者、中高年者などの雇用へのアクセスが困難な者に対して、雇用状況の体験または職業訓練の機会を与え、就労復帰のための能力・スキル・規律等を獲得させることを目的とする。対象者は被用者としての就業上の地位を得て、社会保険料負担の免除措置を受けながら、社会保険に加入することができる。長期間労働市場から離れ社会保険から排除されてきた長期失業者は社会保障制度への参入が可能になる。使用者側にはさらに様々な助成（賃金支払いの助成、社会保険料免除・軽減、企業による職業訓練への援助など）が用意されている。補助付き契約の雇用政策は、景気循環に対するスタビライザー機能を果たすべく、景気悪化により失業者が多くなると補助付き契約が多くなり、景気好転により失業者が少なくなるという形で展開してきた。

補助付き契約の雇用復帰実績については、これまでのところ、非市場部門（国民教育省＝国、アソシエーション、地方公共団体、公企業）の補助付き雇用よりも、市場セクター

（民間営利部門）の補助付き契約の方が、対象者（求職者）の恒久的な雇用への復帰率が高く、雇用復帰のパフォーマンスが相対的に良好とされる。最も雇用復帰率の低い補助付き契約は、社会ミニマム受給の求職者を対象とした非市場セクター（公共部門）のそれであった。もっとも、雇用復帰率は補助付き契約の対象者＝求職者の当初の「雇用される能力」の水準に規定される部分が多い。また、市場セクターでの一般就労への就労復帰のパフォーマンスが良好といっても、補助付き契約の対象となる求職者のすべてが雇用復帰を果たすわけではない。しかも、復帰する一般就労の労働契約には、CDI のみならず、CDD や派遣雇用、さらには職業訓練、デュアルシステムでの労働体験も含まれていることに留意する必要がある。

雇用復帰率が相対的に低い非市場セクターの対象者＝求職者は、補助付き契約によって彼らを受け入れる IAE 組織から伴走型参入支援としての寄添い支援をより多く受けている。一般求職者にも社会ミニマム受給の求職者にも寄添い支援を受ける者がいることける者がいるが、傾向的には、市場セクターよりも非市場セクターの方が、また、一般求職者よりも社会ミニマム受給の求職者の方が、このような寄添い支援を受ける割合が高い。非市場セクターでの中間的就労で働く社会ミニマム受給の求職者ではおよそ2人に1人が寄添い支援を受けているとされる。非市場セクターでの補助付き契約が社会的参入の困難を経験している脆弱な人々に自信を取り戻させ、持続的な社会的参入を促進するうえで最も適切な寄添い支援を提供すると言われる所以はここにある。

2) 「経済活動による参入」セクターによる参入雇用の推進

補助付き契約の対象者が働く中間的就労の場は、『労働法典』の規定する「経済活動による参入」組織（SIAE。以下、IAE 組織とする）としての仲介アソシエーション（AI）、参入企業（EI）、一時的労働参入企業（ETTI）、参入工房作業所（ACI）などが多い。これらの組織の起源は、福祉関係のアクター達（ソーシャルワーカー、ボランティア等）が経験的に考案してきた自主的な事業部門にあったといわれる。とくに宿泊社会扶助関係のアクター達は困難な状況にある人々（特に障害者）に適した方法を模索することが多かった。やがて社会復帰宿泊センター（CHRS）に就労生活適応センター（CAVA）が出現し、財・サービスを生産する企業の特殊形態として IAE 組織が発展するようになった。そこでの労働体験は雇用市場から遠ざかっていた人々を一般雇用に参加させるスプリングボードの役割を果たした。しかし、この自主的活動は長い間法的承認がなく、不安定な財政状態に

あった。財・サービスの原価に転嫁できない寄添い支援やサポート活動を支えるスタッフに支払う給与支払いの問題もあった。この状況を打開したのが1998年7月29日の反排除法である。この法律は法的認知を得て活動していた既存のIAEセクターの事業体を整理し、国との協定締結により助成金取得を可能にしたのである。社会的職業的困難に遭遇している人々が雇用を得て職業的参入を果たすことを目的とするIAE組織は、国と協定を結び、ANPE（現在の雇用センター）の事前の承認の下、雇用市場から最も遠く離れている人々を募集して被用者とした。県知事には、IAE組織の国との協定締結を促進し、全体的な整合性をはかるための指導監督権限が与えられた。

2005年の社会統合法は、IAEを導入できる組織を、CCASや民間非営利組織に加えて、市町村やEPCI（広域市町村共同体組織）などにも拡張した。規定の援助に加えて、職業的参入活動に取り組む人々や組織に対する財政支援を目的として、IAE組織に支給される「寄添い支援助成」も創設した。また、著しい困難状況にある人々に短時間の就労体験を提供する「参入工房作業所」（ACI）という新しい組織形態も承認した。さらに、2008年のRSA法は、拡大する「経済活動による参入」に地域経済開発の手段としての役割も与えた。前述の通り、同法はまたIAEセクター雇用される被用者の雇用契約を単一参入契約（CUI）という名称に統一し、IAEの生産組織が用いる労働契約を再定義した。参入活動に関わるIAEセクターの法的資格、対象者、活動方法、組織のミッション、労働契約、国の支援内容等を整理し、そこでの雇用契約の性格も有期契約として明確化したのである。

(3) 得られた成果の国内外の位置づけ、今後の展望

得られた研究成果は今日のフランスの住宅問題、最低所得保障、就労支援の実相を具体的に明らかにできたことである。それをより具体的に述べるならば、以下を指摘できる。①RSA制度における最低所得保障に随伴する伴走型参入支援は行政過程における就労支援が中心となっており、その行き着く先の出口問題を惹起せざるを得ない。②その出口問題への対応として、「経済活動による参入」セクターでの中間的就労と有期の参入契約を生み出すに至っている。③DALO法は住宅困窮者（住宅請求者）が裁判上で「品位ある独立した住宅」を請求する権利を行使することを可能にし、社会権としての住宅権を実効性あるものにした（本成果報告では、③については言及できなかった）。

社会的包摂政策は多様なディメンション（雇用、雇用、住宅、健康、教育、保育、交通、社会生活等）に関わるが、本研究では、

困難な状況にある人々の生活構造の基礎的土台にかかわる最低所得保障、雇用復帰のための就労支援、住宅の実効的保障という側面から、今日のフランスにおける社会的包摂政策の到達点に総体的に迫った。このようなアプローチは、国内外でもあまり見られないユニークなものとして位置づけることができる。

今後の展望としては、3つの研究上の課題を挙げたい。第一に、IAEセクターを主要な要素とする社会連帯経済とそこにおける参入契約による参入雇用の実態を明らかにすること、第二に、参入雇用が雇用から遠ざけられていた人々に及ぼす影響、参入雇用の現場における伴走型参入支援の方法・種類などを検討すること、第三に、DALO法施行が住宅困窮者の住宅確保に真の意味で機能しているのか明らかにすること、である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 3 件）

原田 康美、フランスの認証保育ママ制度の発展とその専門職化、東日本国際大学福祉環境学部研究紀要、査読有、7号、2011年、35～55ページ

原田 康美、フランスの社会ミニマム改革に見る貧困低所得対策の特徴、貧困研究（明石書店）、査読無、7号、2011年、23～37ページ

原田 康美、フランスの最低所得保障について、貧困研究（明石書店）、査読無、10号、2013年、10～15ページ

〔学会発表〕（計 1 件）

原田 康美、フランスにおける社会的・職業的参入支援の到達点と課題、社会政策学会第125回（2012年秋季）大会 2012年10月14日、長野大学

〔図書〕（計 件）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

原田 康美 (HARADA YASUMI)
東日本国際大学・福祉環境学部・教授
研究者番号：00406000

(2) 研究分担者

()
研究者番号：

(3) 連携研究者

()
研究者番号：